

報告第 16 号

臨時代理した事件(名張市青少年育成推進員の委嘱)の承認について

名張市青少年育成推進員設置要綱（昭和 52 年制定）第 4 条の規定に基づく名張市青少年育成推進員の委嘱については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市青少年育成推進員 委員名簿

委嘱・任命期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区 分	氏 名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏 名	所属団体・役職名
1		中谷 幸雄	名張地区まちづくり協議会	平成17年4月1日		
2		丸仲 美都子	名張地区まちづくり協議会	令和7年4月1日	吉住 隆子	名張地区まちづくり協議会
3		荻田 真紀子	中央ゆめづくり協議会	令和7年4月1日	難波 毅壮	中央ゆめづくり協議会
4		宮部 綾	中央ゆめづくり協議会	令和5年4月1日		
5		小野 久美子	蔵持地区まちづくり委員会	平成25年4月1日		
6		大西 哲	蔵持地区まちづくり委員会	令和7年4月1日	久保田 光男	蔵持地区まちづくり委員会
7		吉岡 昌行	蔵持地区まちづくり委員会	平成27年4月1日		
8		前田 正広	川西・梅が丘地域づくり委員会	令和7年4月1日	金ヶ江 啓介	川西・梅が丘地域づくり委員会
9		山本 進	川西・梅が丘地域づくり委員会	令和7年4月1日	長森 正行	川西・梅が丘地域づくり委員会
10		田中 繁憲	川西・梅が丘地域づくり委員会	平成31年4月1日		
11		岩下 英美子	薦原地域づくり委員会	令和3年4月1日		
12		湯浅 信夫	薦原地域づくり委員会	令和7年4月1日	南田 耕一	薦原地域づくり委員会
13		茅野 眞司	地縁法人 美旗まちづくり協議会	令和5年4月1日		
14		橋本 喜美代	地縁法人 美旗まちづくり協議会	平成23年4月1日		
15		高田 正	ひなち地域ゆめづくり委員会	平成13年4月1日		
16		山森 悟	ひなち地域ゆめづくり委員会	平成26年4月1日		
17		(調整中)	すずらん台町づくり協議会		豊福 賢次	すずらん台町づくり協議会
18		(調整中)	すずらん台町づくり協議会		吉川 栄一	すずらん台町づくり協議会
19		山田 青弘	つつじが丘・春日丘自治協議会	平成29年4月1日		

名張市青少年育成推進員 委員名簿

委 員 一 覧					前委員（継続委員は除く）	
20		(調整中)	つつじが丘・春日丘 自治協議会			
21		井上 善弘	地縁法人 錦生自治 協議会	平成31年4月1日		
22		杉本 一徳	地縁法人 錦生自治 協議会	平成25年4月1日		
23		重森 洋志	赤目まちづくり委員 会	令和7年4月1日	川崎 泰之	赤目まちづくり委員 会
24		森岡 敬一	赤目まちづくり委員 会	平成25年4月1日		
25		稲垣 和幸	箕曲地域づくり委員 会	令和7年4月1日	澤井 真紀	箕曲地域づくり委員 会
26		上嶋 やよい	箕曲地域づくり委員 会	令和7年4月1日	中川 裕嗣	箕曲地域づくり委員 会
27		福若 淳子	一般社団法人 青蓮 寺・百合が丘地域づ くり協議会	令和5年4月1日		
28		藤井 重明	一般社団法人 青蓮 寺・百合が丘地域づ くり協議会	令和3年4月1日		
29		(調整中)	国津地区地域づくり 委員会		山口 誠司	国津地区地域づくり 委員会
30		(調整中)	国津地区地域づくり 委員会		羽後 秀喜	国津地区地域づくり 委員会
31		福森 譲	桔梗が丘自治連合協 議会	平成26年4月1日		
32		宮本 文也	桔梗が丘自治連合協 議会	令和5年4月1日		

(目的)

第1条 名張市における青少年の健全な育成活動を推進するために名張市青少年育成推進員（以下「育成推進員」という。）を置く。

(職務及び分担地域)

第2条 育成推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 市内における青少年問題の実情を把握し、青少年関係機関と連絡を密にし青少年の健全な育成に努めること。

(2) 青少年のグループ活動の促進、有害環境の浄化、遊び場、広場づくりの促進、勤労青少年の余暇善用体力づくり、スポーツの奨励、非行化防止その他青少年育成活動を推進すること。

2 前項の育成推進員が分担する地域は教育長が定める。

(定数)

第3条 育成推進員の定数は、50名以内とする。

(委嘱)

第4条 育成推進員は、名張市に居住する市民の内より社会奉仕の精神をもって積極的に地域社会における青少年育成活動のできる者の中から適任者を選び教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 育成推進員の任期は2年とする。ただし、補欠により委嘱された育成推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 育成推進員は、再任することができる。

(解嘱)

第6条 育成推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、前条の規定にかかわらずこれを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり又はこれに堪えられないとき。

(2) 職務の地位を政党又は政治目的のために利用したとき。

(3) 育成推進員としてふさわしくない行為があったとき。

(職務上の心得)

第7条 育成推進員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、奉仕の精神をもって青少年の健全育成に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則 省略